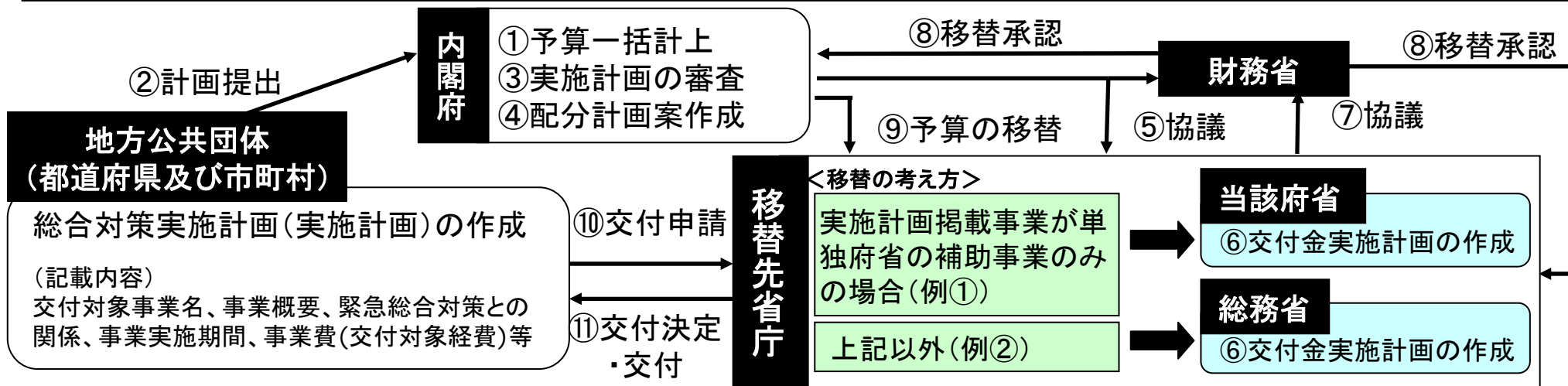


地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金

地方公共団体が、「安心実現のための緊急総合対策」（平成20年8月29日「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）（以下「緊急総合対策」という。）に対応して、積極的に総合的な対策に取り組み、もって地域活性化に資することができるよう、交付金制度を創設する。

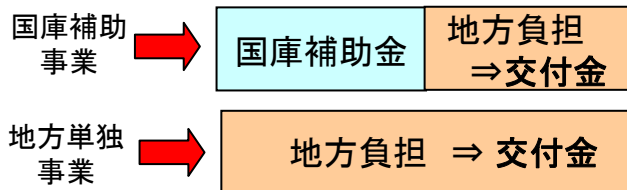


交付対象

実施計画を作成する地方公共団体が緊急総合対策に対応した総合的な対策を実施し、もって地域活性化に資するために必要な事業に対する以下の経費。

- ・離島航路等維持のための支援策
- ・保育サービスの充実等のための支援策
- ・強い農林水産業の創出のための支援策
- ・学校施設の耐震化のための支援策
- ・情報通信基盤整備のための支援策

等



移替例

	実施計画	交付限度額(※)	移替先省庁
例①	A省補助事業①	□	A省
	A省補助事業②		
	A省補助事業③		
例②	A省補助事業①	□	総務省
	B省補助事業①		
	B省補助事業②		
	地方単独事業		

※ 交付限度額

人口や財政力指数等の外形基準に基づいて設定(財政基盤のぜい弱な地方公共団体や原油高騰の影響が大きい離島や寒冷地に配慮)

＜交付限度額の例＞ (都道府県分) 概ね1団体当たり1,500万円～5,000万円程度 (市町村分) 概ね1団体当たり 500万円～3,000万円程度